

議案第17号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

職員の降給について定める必要があるので、本案を提出いたします。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和30年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「反する休職」の次に「及び降給」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第2条の見出し中「休職」の次に「及び降給」を加え、同条に次の1項を加える。

2 職員の勤務実績がよくない場合においては、その意に反して、これを降給することができる。

第3条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「、職員」を「職員」に、「若しくは」を「、若しくは」に改め、「できる場合」の次に「又は前条第2項の規定により職員を降給することができる場合」を加え、「基き」を「基づき」に改め、「明らかな場合」の次に「であって、指導その他の人事委員会規則に定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が改善されない場合において、必要があると認められるときに限るもの」を加え、同条第2項中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同条第3項中「若しくは免職をする」を「、又は免職する」に改め、同条第4項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同条第5項中「前条」を「前条第1項」に、「で定める」を「の定める」に改める。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に、「引続き」を「引き続き」に改め、同条第3項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（休職の効果）」を付し、同条第2項中「何等」を「何ら」に改める。

第6条に見出しとして「(復職)」を付し、同条第1項中「第4条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「休職期間中」を「休職の期間中」に、「すみやか」を「速やか」に改め、同条第2項中「休職期間」を「休職の期間」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「条例」の次に「の」を加え、同条を第9条とする。

第6条の2第1項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(降給の効果)

第7条 第2条第2項の規定により職員を降給する場合におけるその者の号給は、降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第2項及び第7条の規定は、平成28年4月1日以後の職員の行為に係る降給について適用する。